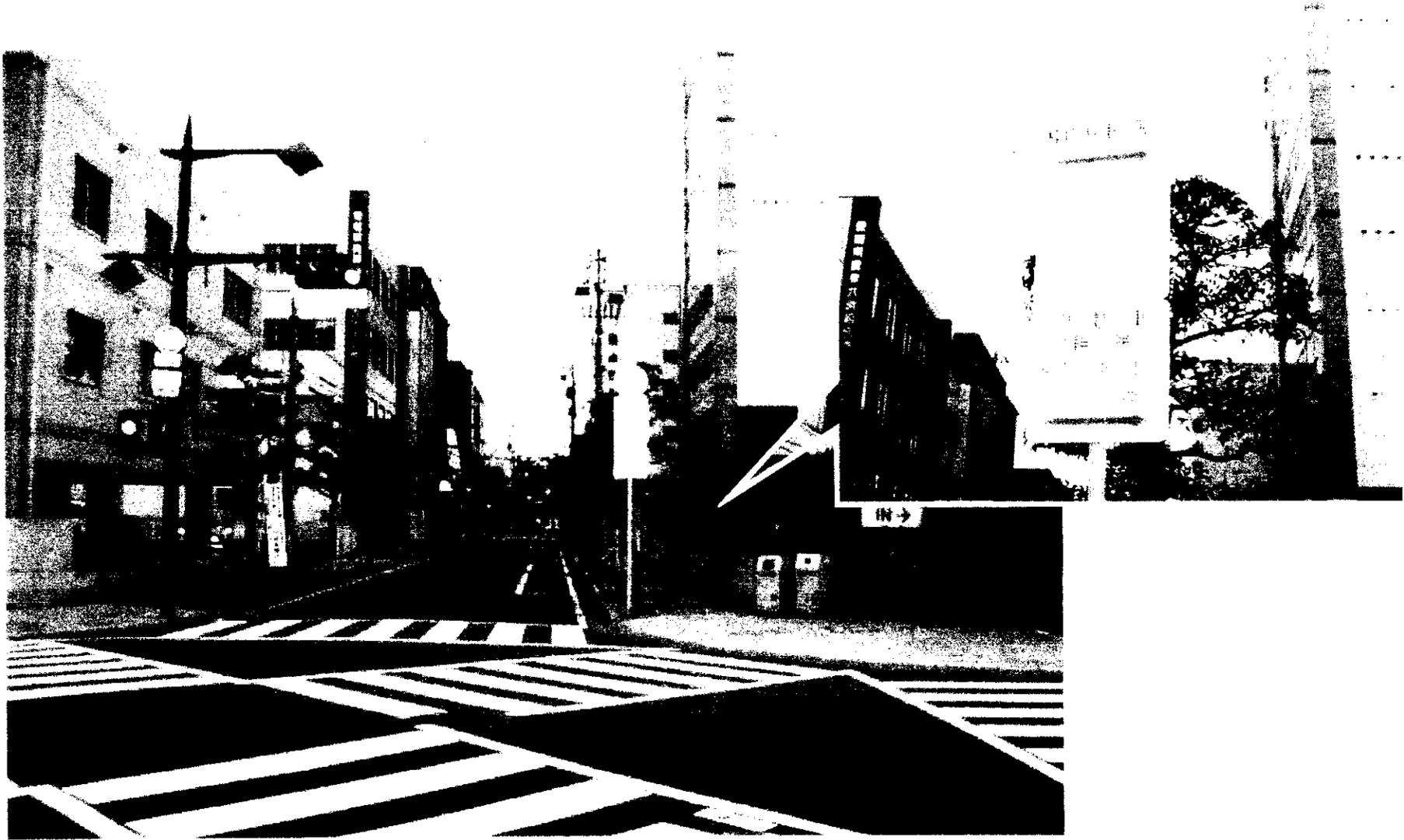


# 時間制限駐車区間規制の解除事例

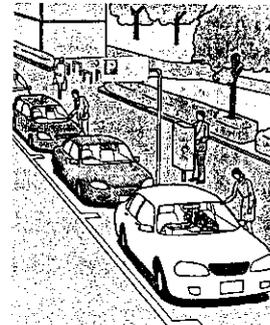




## 2. 駐車場の利用方法

都市部においては、多くの場合、駐車が禁止されていますから、パーキング・メーターやパーキング・チケット発給設備のある場所で手数料を支払って駐車する場合のほかは、道路上での駐車は原則としてできません。パーキング・メーターなどがある場所で駐車するときは、次のようにしなければなりません。

- (1) パーキング・メーターがある時間制限駐車区間で駐車するときは、パーキング・メーターをただちに作動させること。
- (2) パーキング・チケット発給設備がある時間制限駐車区間で駐車するときは、パーキング・チケット発給設備からパーキング・チケット(図1)の発給をただちに受け、駐車している間、これを車の前面の見やすい場所(フロントガラスのある車では、その内側)に前方から見やすいように掲示すること。
- (3) 時間制限駐車区間では、パーキング・メーターが車を感知したとき、またはパーキング・チケットの発給を受けたときから、標識(図2)によって表示されている時間を超えて駐車しないこと。



パーキング・メーターやパーキング・チケット発給設備のある場所では、手数料を支払って駐車することができます。

図1

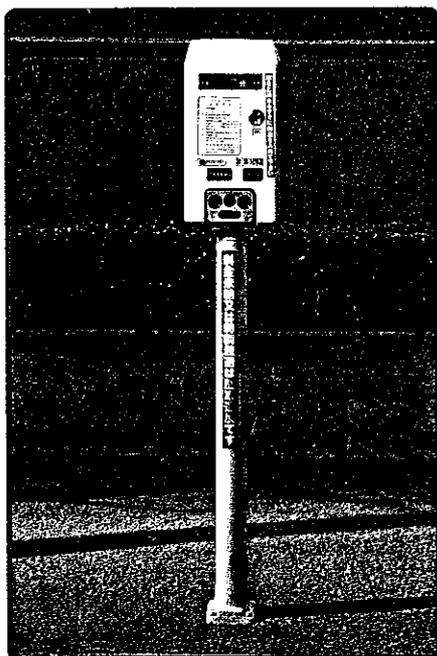
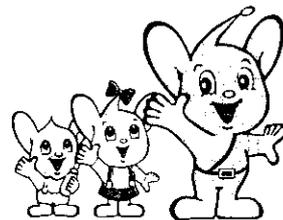


図2

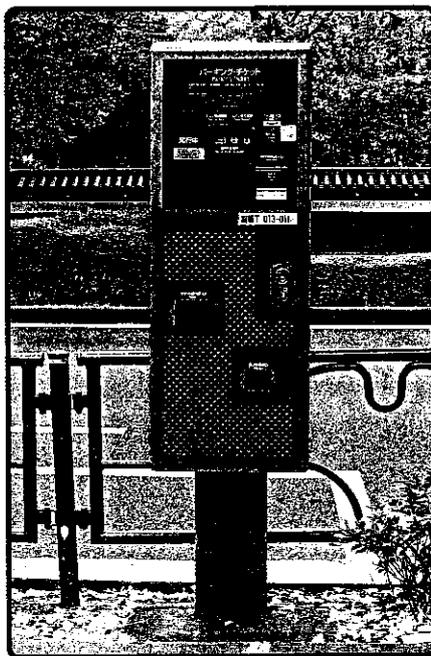


# パーキング・メーター      パーキング・チケット

## 利用ガイド



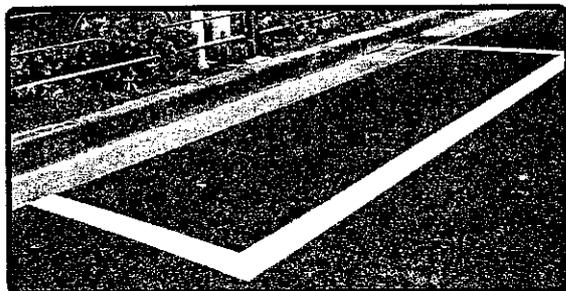
パーキング・メーター



パーキング・チケット発給機



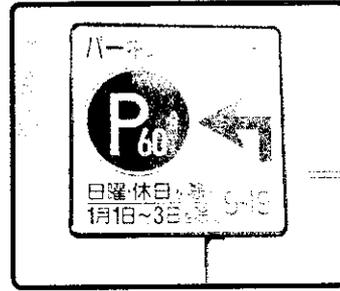
パーキング・チケット発給設備



標示線枠



規制標識



案内板

### 正しい使って正しい駐車

パーキング・メーター、パーキング・チケットは、道路上における駐車車両の整序化を図り、短時間に限った駐車を認める、道路交通法に基づいた交通規制です。趣旨を正しくご理解のうえ、正しい利用をお願いします。

## 駐車違反    しない    させない    街の声

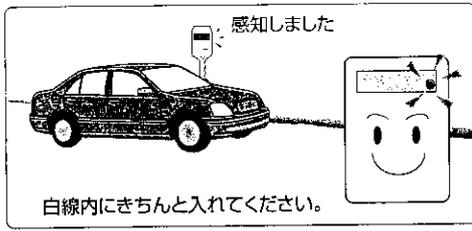
警視庁    交通部    駐車対策課

# パーキング・メーター

## 正しい利用方法

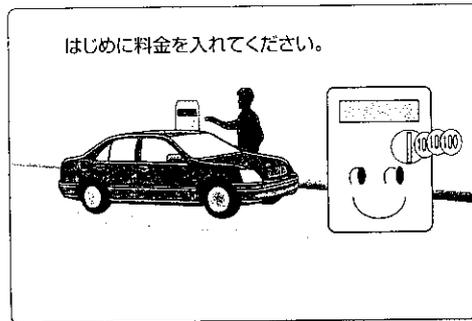


### 正しい位置に駐車してください



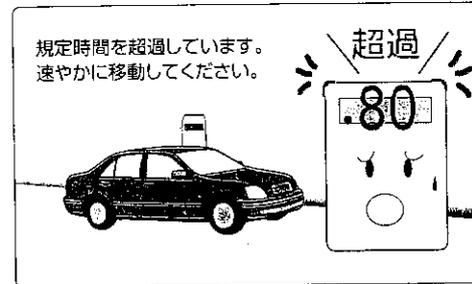
白線枠内に収まるように正しく停め、パーキング・メーターが感知したことを確認してください。利用する際には、メーターの表示が「0」分であることを確認してください。

### 車を枠内に停めたら、はじめに料金を入れてください



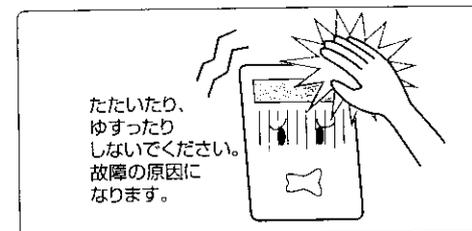
料金は最初に入れてください。後払いではありません。料金を入れないと駐車違反となります。100円硬貨に限り使用できます。領収書が必要な場合は、料金投入後2分以内に領収書発行ボタンを押してください。

### 駐車時間を守ってください

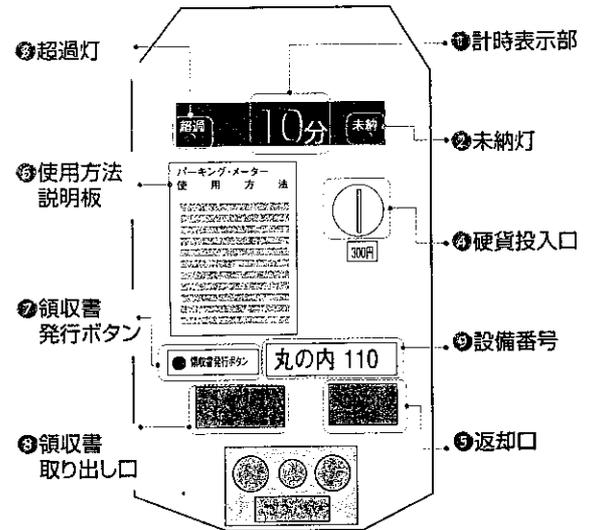


決められた「制限時間」を超えて駐車することはできません。料金を入れても、決められた制限時間を超えた場合は、駐車違反となります。

### ゆすったり、たたいたりしないでください



精密な機械が入っているため、誤作動を起こす原因になります。



- ① 駐車を感知してから現在までの経過時間が表示されます。決められた時間を過ぎると駐車違反となります。
- ② 駐車を感知すると、料金を投入するまでの間点灯します。
- ③ 決められた時間が過ぎると点灯します。速やかにその場から移動してください。
- ④ 料金を入れるところです。100円硬貨のみ使用できます。
- ⑤ 100円以外の硬貨、または変形等の硬貨が投入された場合ここから返却されます。
- ⑥ 利用方法、運用時間、制限時間、料金等が書かれています。必ず確認してください。
- ⑦ 領収書が必要な場合は、料金を投入してから2分以内にこのボタンを押してください。
- ⑧ 領収書は取り出し口に出てきます。
- ⑨ パーキング・メーターの設備番号です。番号は「警察署名」と「数字」で一組となっています。

領収書



**不具合等で連絡の際、この設備番号をお知らせください**

## ■白線の枠内に正しく駐車してください

白線枠内に正しく停めないと、駐車違反となります。



|        |                 |                      |              |                                |
|--------|-----------------|----------------------|--------------|--------------------------------|
| 正しい駐車例 | 枠からはみださないでください。 | 枠の向きに従ってまっすぐ停めてください。 | 枠の中に停めてください。 | 他の利用者に迷惑をかけないように枠内に正しく停めてください。 |
|        |                 |                      |              |                                |

## 正しい利用方法

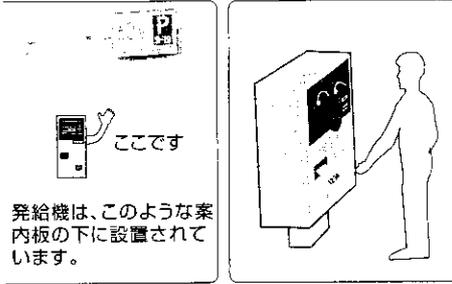
### 正しい位置に駐車してください



白線内にきちんと入れください。

白線枠内に収まるように、正しく停めてください。

### 最初にチケットの発給を受けてください

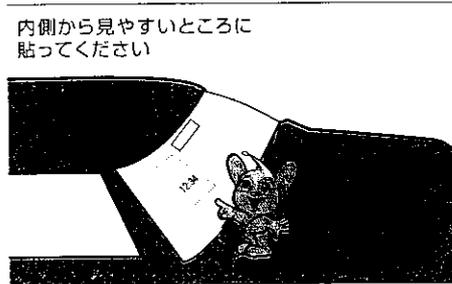


発給機は、このような案内板の下に設置されています。

100円硬貨、500円硬貨、千円札が利用できます。

領収書はチケットと一体になっています。

### チケットを掲示してください

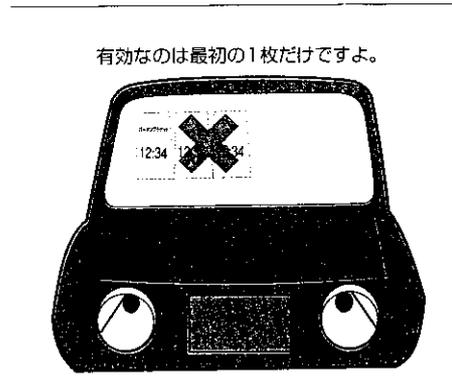


内側から見やすいところに貼ってください

車内の前面ガラスなど、見やすい箇所に、内側から掲示してください。掲示しないと駐車違反となります。

チケットの切り取り線から下は領収書です。

### 駐車時間を守ってください



有効なのは最初の1枚だけです。

チケットの発給を受けて掲示していても、チケットに記載された「終了時刻」を過ぎて駐車していると駐車違反となります。

複数のチケットの発給を受けて掲示していても、有効なチケットは最初に購入したチケットに記載された「終了時刻」までです。

①使用方法説明板

②時刻表示

③休止中表示

④発行中表示

⑤使用可能金種表示

⑥チケット取出口

⑦投入金額表示

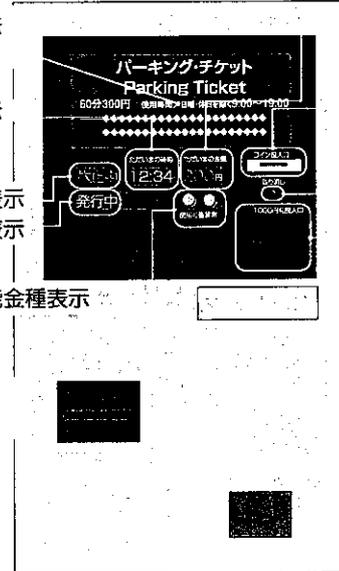
⑧硬貨投入口

⑨取消ボタン

⑩紙幣挿入口

⑪設備番号

⑫返却口



①利用方法等が書かれています。

②現在時刻が表示されています。

③休止中／発行中の別が表示されています。

休止中の場合はほかの発給機を利用してください。

④使用できる金種が点灯表示されています。

⑤投入された金額が表示されています。

⑥硬貨を投入するところです。

⑦紙幣の投入口です。千円札が使用できません。

⑧チケットが出てくるところです。

領収書はチケットと一体になっています。

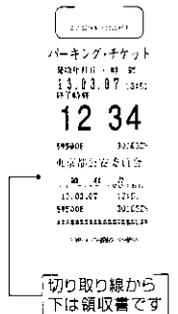
⑨操作を取り消す場合に押しと返却口へ硬貨が返却されます。

⑩つり銭または、操作を取り消したときの硬貨が返却されるところです。

⑪設備番号です。番号は「警察署名」と「数字」で一組となっています。

(一部、付加情報も記載されていることがあります)

領収書



切り取り線から下は領収書です

**不具合等で連絡の際、この設備番号をお知らせください**

## 交通規制を確認しましょう

①パーキング・メーターやパーキング・チケットは、「時間制限駐車区間」という交通規制です。場所によって規制の内容は異なります。

②利用の際には、規制標識などによって規制内容を必ず確認しましょう。

利用できる時間帯  
9時から19時まで  
を示しています

補助標識  
「日曜と祝日」  
「1月1日～1月3日」  
は利用できないこと  
を示しています



日曜・休日を除く  
1月1日～3日を除く

駐車できる制限時間  
60分まで駐車できる  
ことを示しています。

パーキング・メーターなどが  
利用できない時間帯はどうなるの？

「時間制限駐車区間」の標識の他に、右のような駐車禁止の標識が併設され、パーキング・メーター等の利用できない時間帯が駐車禁止となることがあります。駐車禁止に指定されていない場所については、長時間に及ばない範囲で駐車することはできます。



日曜・休日は終日

Q

パーキング・メーター、パーキング・チケットは、道路交通法第49条の「時間制限駐車区間」規制を担保するために設けられた制度です。駐車場不足によって路上駐車が蔓延している現状に対して、比較的他の交通に影響の少ない場所で時間を制限した短時間駐車を認めるといったものです。併せて、駐車枠に正しく停めてもらうことで、他の迷惑となる、秩序に欠けた駐車を規制し、整序化を図ります。

Q

「時間制限駐車区間」とは、より多くの方が公平に利用できるように、駐車できる時間を60分(または40分)に制限しています。長時間の駐車や二重駐車を抑制する駐車規制のひとつです。

Q

できるだけ多くの方が公平に利用できるように一回当たりの駐車時間を制限していますので、貸し切りはできません。時間を超えての駐車が必要な場合は、路外の一般駐車場をご利用ください。

※長時間を超えての駐車は違反になります。

Q

駐車場料金ではありません。  
パーキング・メーター等の維持管理に必要な費用を、利用される方から「手数料」として納めていただくものです。

Q

平日と同じように短時間の路上駐車が多く、整理が必要となるところについては、日曜日や休日も利用できます。

Q

場所により異なった駐車規制となっていますので、それぞれの場所の規制標識を確認してください。  
「時間制限駐車区間」の標識の他に、「駐車禁止」の標識が併設されている場合は、その時間帯について駐車することはできません。  
「時間制限駐車区間」の標識だけが設置されている場合は、パーキング・メーター等の動いていない時間帯は、駐車することができます。但し、長時間にわたって継続的に駐車すると、いわゆる「車庫代わり駐車」(自動車の保管場所の確保等に関する法律)違反になりますので注意してください。

Q

一般的な駐車枠の寸法内に収まらない大きめの貨物車や、やむをえず道路上で荷捌(にさば)き等を行う必要のある車両のために設置されているものです。一般の車両についてはできるだけ他の場所を利用してください。

Q

バイクの駐車については、

- パーキング・メーターが正しく作動しない、又はチケットを剥がされてしまうことがある
- 2台以上で駐車枠に停められてしまう(駐車枠内には枠と平行に1台のみの駐車に限られます)
- 他の場所に移動されてしまう可能性がある

などの理由から、なるべく利用をご遠慮いただいております。

Q

動作がおかしいと感じた場合は、他のパーキング・メーターを利用してください。  
または、その場から下記の問い合わせ先にご連絡ください。



### お問い合わせ先

機器が故障していると思われる場合や、誤って機器に車を衝突させてしまった場合などの連絡先

機器に表示されている(財)東京交通安全協会 駐車対策事業局管理部の各事務所へお願いします。

### お問い合わせ先

お近くの警察署 または、警視庁交通部駐車対策課

電話 03-3581-4321 内線52661 (8:30~17:15 土曜・日曜・休日を除く)にお問い合わせください。

警視庁のホームページも併せてご覧ください <http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kotu/pking/pking.htm>

## パーキング・メーター作動手数料及びパーキング・チケット発給手数料の例

## ○ 北海道公安委員会手数料条例（平成12年3月29日条例第30号）（抜粋）

第2条 手数料を徴収する事務並びにその手数料の名称、金額及び徴収時期は、別表第1に定めるところによる。

## 別表第1（第2条関係）

| 手数料を徴する事務  | 手数料の名称          | 金 額  | 徴収時期                    |
|--|-----------------|--|-------------------------|
| 道路交通法（昭和35年法律第105号）第49条の2第4項の規定に基づくパーキング・チケットの発給 | パーキング・チケット発給手数料 | パーキング・チケットの発給1回につき、次ぎに掲げる時間制限駐車区間の区分に応じ、それぞれ次ぎに定める金額<br>ア 20分の時間制限駐車<br>区間 100円<br>イ 60分の時間制限駐車<br>区間 300円 | パーキング・チケットの発給を受けようとするとき |

## ○ 青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例（平成十二年三月二十四日青森県条例第百一号）（抜粋）

第二条 別表に掲げる者は、同表に定める手数料を納付しなければならない。

## 別表（第二関係）

| 手数料を納入すべき者                        | 手数料             |    |             |
|-----------------------------------|-----------------|----|-------------|
|                                   | 名称              | 区分 | 金額          |
| 一 公安委員会が設置したパーキング・メーターを作動させようとする者 | パーキング・メーター作動手数料 |    | 作動一回について二百円 |

※ 60分及び70分の制限時間で運用している。

○ 警視庁関係手数料条例（昭和二十四年東京都条例第六十七号）（抜粋）

第二条 手数料は、別表第一及び別表第二のとおりとする。

別表第一（第二条関係）

| 手数料を徴収する事務  | 手数料の名称          | 額   | 徴収時期                 |
|---|-----------------|---|----------------------|
| 一 道路交通法（以下この項において「法」という。）に基づく事務                                   |                 |   |                      |
| (一) 法第四十九条第一項の規定に基づくパーキング・メーターの設置及び管理（同条第三項に規定する措置に係るものを含む。）      | パーキング・メーター作動手数料 | 時間制限駐車区間の駐車時間が四十分とされているものについては二百円、六十分とされているものについては三百円 | パーキング・メーターを作動させるとき。  |
| (二) 法第四十九条第二項の規定に基づくパーキング・チケットの発給設備の設置及び管理（同条第三項に規定する措置に係るものを含む。） | パーキング・チケット発給手数料 | 時間制限駐車区間の駐車時間が四十分とされているものについては二百円、六十分とされているものについては三百円 | パーキング・チケットの発給を受けるとき。 |

○ 鹿児島県手数料徴収条例（平成12年3月28日条例第11号）（抜粋）

第2条

2 県が手数料を徴収する事務、当該手数料の名称及びその金額は、別表第1に掲げるとおりとする。

別表第1（第2条関係）

| 事務  | 手数料を徴収する事務                       | 手数料の名称          | 金額   |
|---|----------------------------------|-----------------|------|
| 7 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務 | (1) 法第49条第1項の規定に基づくパーキング・メーターの作動 | パーキング・メーター作動手数料 | 200円 |

※ 40分及び90分の制限時間で運用している。